

No. 9 に対する見解について

法務省 作成

いわゆる性犯罪の被害に遭った場合、精神的ショックや事件をめぐる様々な事情により、犯罪被害者が加害者を告訴するかどうかを短期間のうちに決めることが困難な場合もあることから、強姦罪や強制わいせつ罪等のいわゆる性犯罪については、平成12年5月の法改正により告訴期間の制限が撤廃され、現在は公訴時効が成立するまでの間、告訴ができることとなっている（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」）。

このように、いわゆる性犯罪の被害者が気持ちを整理して告訴を決断できるまでの期間が長く保障されているところ、その期間における証拠の保全が課題となるとの視点は理解できるところではあるが、何分、御要望が医療機関における措置の問題であることなどから、法務省としてはその制度構築等に関与することは困難である。